

## IV. 総合考察



## IV. 総合考察

### 1. 外国人介護人材の受入れに対する期待

#### (1) 介護現場における外国人介護人材の受入れへの期待

我が国の介護分野においては、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）」の制定以降、介護専門職の養成が進められ、介護現場における教育指導体制も整えられてきた。少子・高齢化の進展とともに、介護需要は顕在化し、介護福祉士をはじめとした介護職員数は増加の一途を辿っており、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護施設に従事する介護職員数だけで見ても、2021（令和 3）年度に 215 万人程に増加してきている。

さらに高齢化が進む中においては、2040（令和 22）年度には 280 万人が必要とされ、依然として介護人材確保が喫緊の課題となっており、国においても、介護人材の処遇改善をはじめ、総合的な介護人材確保対策が進められている。

こうした中、政府方針としても、「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する」（第 9 次雇用対策基本計画（閣議決定））こととされている。

とりわけ、外国人介護人材の受入れについては、【図表 1】のとおり 4 つの仕組み（在留資格）が構築されており、このうち技能実習制度は 2017（平成 29）年から、特定技能制度は 2018（平成 30）年から導入されている。現状では、【図表 2】のとおり、技能実習、特定技能の在留者数の増加が著しい状況となっており、介護現場において外国人介護人材の受入れが拡大していることがうかがえる。

#### (2) 介護技能実習評価試験の仕組みの構築過程における期待

技能実習制度への「介護職種」の追加や介護技能実習評価試験の仕組みの構築のプロセスについても、第 1 章及び第 3 章で詳細に記述した。

介護職種の技能実習制度は、単に技能実習生への技能の移転という目的だけにとどまらず、受入れが進む技能実習生が今後の介護現場を支える担い手となる点において重要な制度であり、「介護技能実習評価試験」において適正に技能の評価が行われることは、介護現場でのサービスの質の確保の観点からも重要な意味を持つ。

このため、厚生労働省に設置された「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会」には、職能団体のみならず、数多くの業界団体が参画し、慎重かつ丁寧な審議が進められていた。また、同様に業界団体の総意に基づき慎重かつ丁寧な準備が進められていたことが確認された。

このように、技能実習制度への「介護職種」の追加や、介護技能実習評価試験の構築のプロセスにおいても、職能団体、業界団体の期待が大きかったことがうかがえた。

### 2. 「介護技能実習評価試験」の試験区分ごとの内容とレベルの差異

介護技能実習評価試験の「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」の構成、妥当性、レベル等に関して、学科試験問題、実技試験課題そのものの検証及びその実施状況等についてのデータを基にした検証を行った。その結果、それぞれの範囲、内容、レベル感の区分は妥当かつ適正であり、その詳細は第 3 章において報告したとおりである。また、技能実習指導員アンケートにおいても、技能実習実技試験課題と現場での指導実態、及び実習業務実態は整合しており、現場実態に即した実技試験課題となっていることが確認された。

### 3. 「介護技能実習評価試験」に対する介護現場での指導の状況

前述したとおり、令和4年度に実施された「外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導（OJT）の実態に関する調査研究事業」において、技能実習生の受入れを行っている実習実施者（介護事業所・施設等）では、通常から一定の教育指導体制が構築され、技能実習生に対する現場でのOJTの体制について制度基準よりも手厚い指導体制で臨まれていることが確認されたが、今回の技能実習指導員へのアンケート調査からは、実習の現場で、「介護技能実習評価試験」を意識した計画的な実習が進められていることが示された。（「介護技能実習評価試験前までに実習内容をすべて実施できている」との回答：95%超。「技能実習評価試験に向けた取り組みや受検が、学習進捗差の解消に繋がっている」との回答：初級：78.0%、専門級：75.9%等。）「介護技能実習評価試験」が計画的な実習実施に寄与しているものと読み取ることができる。

また介護技能実習生に見られた姿勢として、初級、専門級と実習過程が進むにつれ、介護技能、業務姿勢に関する多くの事項において、できるようになっている傾向が示されており、「評価試験」が組み込まれた介護技能実習制度を通じて、技能実習生のスキル向上が着実に図られていると読み取ることができる。

またアンケート結果からは、介護技能実習制度の教育手法を他の職員への教育にも活用している群においては、指導者間での方針すり合わせ、試験課題内容の把握、試験前までの実習実施状況、試験後の振り返りやフィードバックの実施、指導方法の見直し等、PDCAサイクルを稼働させて指導にあたっている傾向が示された。これは「技能実習評価試験」に向けた対応や受検を通じて得られた知見を実習指導に活かし、事業所での体系的なOJTへと展開しようとするものとも読み取れる。

本事業のアンケート結果からは、介護現場での指導において介護技能実習評価試験の「初級」、「専門級」、「上級」とステップアップする合格目標（マイルストーン）が設定され、これに取り組むことでスキルアップにつながっていることがうかがえた。

### あとがき

技能実習制度については、平成26年6月に、法務省第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」及び「日本再興戦略改定2014」により、政府としての見直し方針が示されたことを受け、「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」が設置された。

この懇談会においては、技能実習制度の趣旨・目的に沿った技能等の修得・移転が確保され、かつ技能実習生の人権確保が図られるよう、管理監督体制の強化を前提としつつ、優良な受入れ機関に対しては制度の拡充を認めていくとの方針を具体化するため、「技能等の修得・移転の確保」、「監理団体及び実習実施機関の適正化」、「人権侵害等の防止及び対策」、「送り出し機関の適正化」、「実習期間の延長又は再実習」、「受入れ人数枠の見直し」、「対象職種の拡大等」が審議された。

これを受け、技能実習制度においては対人サービス初となる「介護職種」の対象職種追加の動きが開始されることとなる。厚生労働省においては、「外国人介護人材受入の在り方に関する検討会」が設置され、慎重かつ丁寧な審議が重ねられ、平成27年2月4日に「中間まとめ」が取り纏められ、介護職種追加に向けた「介護固有要件」が設定された。以降の詳細については、第3章で述べたとおりの経過を踏まえつつ、業界の総意に基づき「介護技能実習評価試験」が構築されたものである。こうして、平成29年11月からの「介護職種」追加と同時に「介護技能実習評価試験」はスタートした。

この度、「介護技能実習評価試験」について広範囲に検証したが、介護現場をはじめ、介護技能実習に関わる全ての関係者の理解と不断の努力により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も乗り越えて、適正に運用されてきていることが確認された。現在、政府では、技能実習制度の見直しの議論が進められているが、この「介護技能実習評価試験」の仕組みは、介護職種の試験制度として適正であり、介護現場のOJTとしても有効に機能していることを申し添えておきたい。